小規模多機能型居宅介護 独自報酬算定要件(案)

1 単位 = 10.83 円

練馬区が設定する算定要件	算定要件について	単位数
< 利用者への直接的なサービスに関する項目 >	「個別の研修計画」については、事業所における従業者の資質向上のための研修内容の	200
サービス提供体制強化加算 、 、 をいずれも算定してい		単位
ない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。		一
	的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。	
すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研		
修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。 	会議は事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければ	
利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型	ならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつ	
居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催	かのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、	
していること。	その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、少なくともおおむね1月	
小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であ	に1回以上開催されている必要がある。	
る者を除く。) の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100	「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、	
分の 30 以上であること。	次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。	
	・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望	
	・家族を含む環境・サービス提供時の状況	
	・その他サービス提供に当たって必要な事項	
	職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の	
	平均を用いることとする。ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所につ	
	いて、平成22年度以降においては前年度の実績が6か月に満たない事業所(新たに事業	
	を開始し、又は再開した事業所を含む)についてのみ、届出日の属する月の前3か月につ	
	いて、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を	
	開始し、又は再開した事業者については、4か月目以降届出が可能となるものであること。	
	また、ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3か月間の職	
	員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合について	
	は、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出をしなけ	
	ればならない。	

<利用者への直接的なサービスに関する項目>	「居宅への訪問サービス」とは、通常の訪問サービスのほか、通いサービスの送迎の際に、	3 0 0
居宅への訪問サービスを登録者 1 人につき平均月 6 回以上実	更衣介助、排泄介助、服薬確認、登録者や家族に対する相談援助等を行った場合も含むも	単位
施していること。	のとする。「平均月回数」は、延登録者数を当該月の日数で除した数で、事業所の延訪問回	
	数を除することによって算出するものとする。「居宅への訪問サービス」を行った場合は、	
	その内容・時間等を支援経過等に記録すること。	
<地域への貢献等に関する項目>	「運営推進会議」とは、運営基準第85条「地域との連携等」に位置づけられているもの	3 0 0
つぎの および または に該当すること。	と同様である。	単位
運営推進会議を2月に1回以上開催し、運営状況を報告す	「他の事業者との間で意見交換を行う場」として運営推進会議またはその他の場を設定し、	
るとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設ける	年間を通して日時、参加予定者、内容などの計画を作成すること。開催した日時、参加者、	
など、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図	内容等を記録すること。	
ること。	「立ち寄ることができる仕組み」とは、計画的に地域住民が参加できるような行事等を	
2月に1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者	実施することとする。行事等について、年間を通して日時、受け入れ体制などの計画を作	
でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設	成し、開催した日時、内容等を記録すること。	
けること。	介護者支援事業は、地域住民を対象として周知するものとし、登録者の家族のみを対象	
地域住民を対象に、区の委託事業ではない認知症サポータ	とするものは認められない。なお、地域住民を対象として募集したが、結果として家族の	
ー養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援	みの参加となった場合は差し支えない。実施した日時、内容、参加者数等を記録すること。	
事業を年3回以上実施していること。		
<地域への貢献等に関する項目>	「地域活動に積極的に参加している」とは、年間に複数回の活動に参加することを指す	200
つぎのいずれにも該当すること。	ものとする。参加する予定の地域活動についての年間計画を作成すること。参加した日時、	単位
地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習	内容、参加者等を記録すること。	
の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。	児童、生徒の緊急避難があった場合には、業務日誌等に日時、対応状況等を記録するこ	
ひまわり 110 番(こども 110 番)に登録し、地域における	と。	
児童、生徒の緊急避難所となっていること。		
の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。 ひまわり 110 番 (こども 110 番) に登録し、地域における	児童、生徒の緊急避難があった場合には、業務日誌等に日時、対応状況等を記録するこ	

サービス提供体制強化加算・・・ すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。 利用 者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。を満たした上で、

介護従業者(看護職員を除く)のうち介護福祉士が40%以上 500単位

介護従事者のうち常勤の者の割合が60%以上

3 5 0 単位

介護従事者のうち勤続年数3年以上の者の割合が30%以上 350単位